



舞鶴市都市計画マスタープラン

Control
Connect
Change
+ network

2018年4月

舞鶴市





舞鶴市のまちづくり

子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち・舞鶴

①あらゆる世代が元気なまちへ

あらゆる世代が安心していきいきと暮らせるまちをつくるため、今の課題を見つめながら、一歩先の社会に対応できる取り組みを進めます。

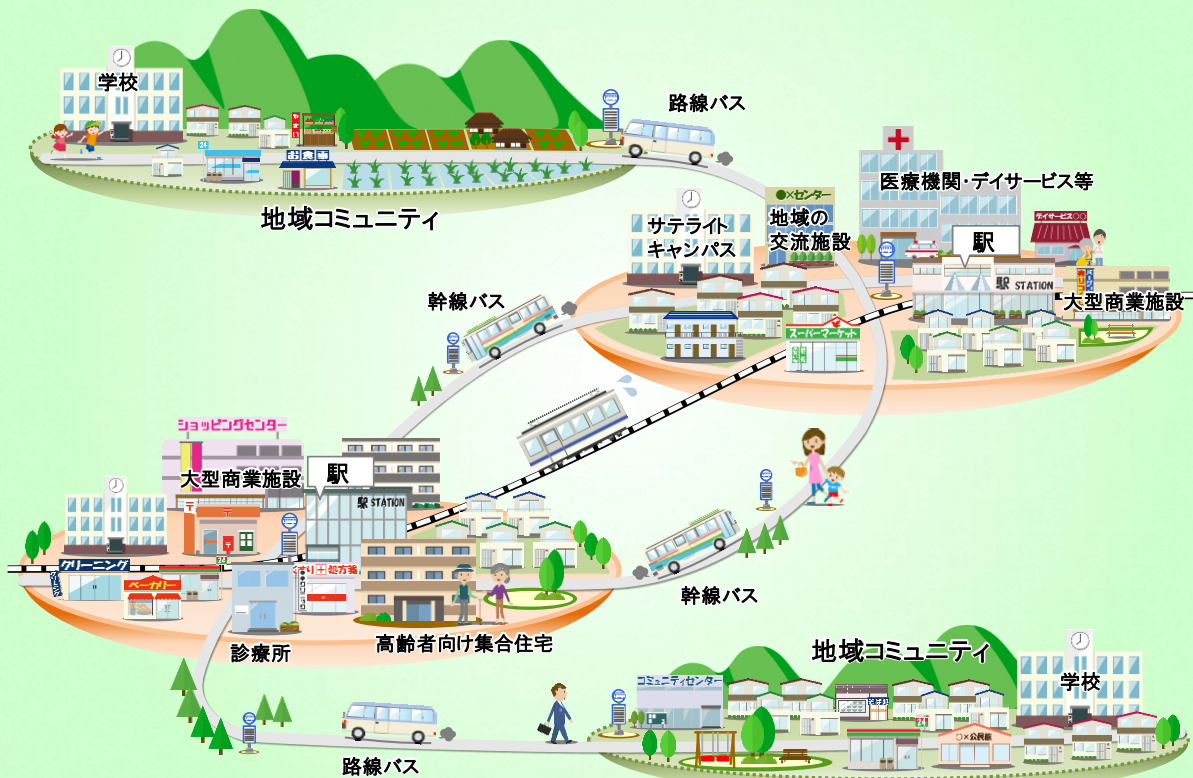
②どこに住んでも豊かなまちへ

にぎわいあふれるまちなか、ゆとりある郊外部、自然豊かな農山漁村、それぞれの個性を生かした地域づくりを進め、どこに住んでいても豊かさと感じられる取り組みを進めます。

③次世代に継承できるまちへ

次世代を担う子どもたちがまいるに愛着を持ちながら育ち、まちづくりに参加できる環境を整える取り組みを進めます。

舞鶴版 コンパクトシティ+ネットワーク



第3次 舞鶴市都市計画マスタープランの策定にあたって

舞鶴市都市計画マスタープランは、平成16年（2004年）に第1次を、平成24年（2012年）に第2次を策定し、先人が海や港とともに育ててきた舞鶴特有の歴史や文化を大切に受け継ぎ、さらにその魅力を向上させるとともに、これまで蓄積してきたまちの機能を有効に活用しながら、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち“舞鶴”の実現を目指してまちづくりを進めてきました。

こうした中、平成28年（2016年）の国勢調査では、調査を開始して以来、初めて日本の総人口の減少が示され、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えています。本市のような地方都市にとっても、それは例外ではなく、また、人口の郊外への拡散によるまちなかの商店街や居住者の空洞化、市民のライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く社会情勢は刻々と変化し続けています。

そこで、本市では人口減少、少子高齢化社会においても持続可能で次世代に誇りをもって継承できるまちづくりを進めるために、前マスタープランを見直し、20年後のまちの将来を見据えた10年後のまちづくりを進める指針として「第3次 舞鶴市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本マスタープランは、あらゆる世代が安心していきいきと暮らせるまちをつくるため、今の課題を見つめながら、一歩先の社会に対応できる「時代に合わせて変化する(Change)」、にぎわいあふれるまちなか、ゆとりある郊外、自然豊かな農山漁村、それぞれの個性を活かした地域づくりを進め、どこに住んでいても豊かさや満足を感じられる「元気なまちへ導く(Control)」、次世代を担う子どもたちが舞鶴に愛着持ちながら育ち、まちづくりの参加できる環境を整える「次世代に繋ぐ(Connect)」を基本とし、「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」により人や地域のつながりを大切にした「3C+(スリーシープラス)」のまちづくりを進めていきます。

今後、具体的な取組を進めていくにあたっては、行政だけではなく、市民や事業者など多様な主体が、互いに連携・協力しながら、それぞれが役割を果たしていくことが重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2018年（平成30年）4月

舞鶴市長

多々見良三



目 次

I. 舞鶴市都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1 都市計画マスタープランとは	2
1.1 策定の趣旨	2
1.2 都市計画マスタープランの役割	2
1.3 都市計画マスタープランの位置づけ	3
2 舞鶴市都市計画マスタープラン策定に向けた考え方	4
3 目標年度	5
4 計画の構成	6
～なぜ、「コンパクトなまちづくり」に取り組むのか～ 1/4	8
II. これまでの舞鶴市のまちづくり	9
1 戦前のまちの発展（～1945年頃）	10
2 近代都市計画のはじまり（1945年～1960年頃）	12
3 高度経済成長期（1960年～1990年頃）	14
4 人口減少社会へ（1990年頃～現在）	16
III 舞鶴市の現状・課題と見直しのポイント	19
1 舞鶴市の現状・課題	20
2 見直しのポイント	30
IV. まちづくりの目標	31
1 舞鶴市の目指す都市像	32
2 まちづくりの基本的方針	34
～なぜ、「コンパクトなまちづくり」に取り組むのか～ 2/4	36
V. まちづくりの方針	37
1 総合的な取組の方向性	40
1.1 「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の形成	40
1.2 将来都市構造	42

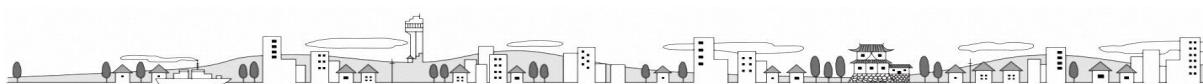
2	分野別の取組方針	46
2.1	土地利用 ～活力を生み出すコンパクトで機能的なまちづくり～	46
2.2	交通 ～利便性の高い暮らしを支える交通ネットワークの構築～	52
2.3	防災・都市環境 ～人にやさしい安全・安心な地域づくり～	60
2.4	景観・環境共生 ～歴史・文化・自然に彩られたうるおいある環境形成～	66
2.5	都市マネジメント ～将来にわたって持続可能な都市経営～	70
VI.	地域のまちづくり方針.....	75
1	地域区分	76
2	地域のまちづくり方針	78
2.1	東西地域	78
	～なぜ、「コンパクトなまちづくり」に取り組むのか～ 3/4	83
2.1.1	西地区のまちなか	84
2.1.2	東地区のまちなか	86
2.2	加佐地域	88
2.3	大浦地域	92
	～なぜ、「コンパクトなまちづくり」に取り組むのか～ 4/4	96
VII.	まちづくりの実現に向けて	97
1	まちづくりの継承	99
1.1	多様な主体の育成.....	99
1.2	子どもたちへのまちづくりの学び	100
2	連携・協力の促進	102
3	都市計画制度の活用.....	103
3.1	都市計画の決定・変更	103
3.2	舞鶴市立地適正化計画の運用.....	103
3.3	まちづくりルールの策定	103

参考資料

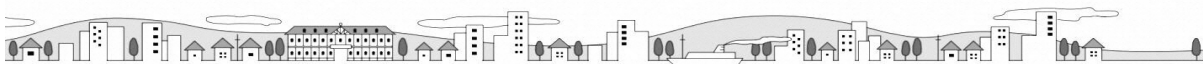
「舞鶴市都市計画マスタープラン」で使用している用語について

「舞鶴市都市計画マスタープラン」では、似た意味合いを持つ用語を以下のように定義して使用しています。

- **まちなか**…「まちなか賑わいゾーン」（p.43 参照）の範囲。
- **市街地**…市街化区域（p.14 参照）の範囲。
- **中心市街地**…「舞鶴市中心市街地活性化基本計画」（計画期間：平成 14～18 年度）の対象地。
- **都市基盤整備**…道路や港湾、上下水道、エネルギー関連施設、廃棄物処理施設、公園・緑地など、都市の様々な活動を支える施設を整備すること。
- **まちづくり**…都市基盤整備によるハード整備だけでなく、ソフト施策も含めた都市空間を良くする活動全般。
- **取り組む**…ある施策や事業に対して、具体的な行動を取っている。または、高い確度で行動を取る。
- **推進する・進める**…具体的な行動を取ろうとしている。
- **図る**…まだ行動に移れる状態ではないが、働きかけなど何らかの動きには着手している。
- **目指す**…まだ行動として具体化していないが、その方向に向かっている。



I. 舞鶴市都市計画マスタープランの策定にあたって



I. 舞鶴市都市計画マスタープランの策定にあたって

1 都市計画マスタープランとは

1.1 策定の趣旨

都市計画マスタープランとは、市町村が、市民の意見を反映して、将来都市像やまちづくりの基本的方向性を示すとともに、それらを実現していくための土地利用の方針及び都市施設の整備方針を総合的かつ一体的に定めるもので、都市計画法第 18 条の 2 において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められています。

都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1.2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、主に次の役割を持ちます。

①まちづくりにおいて目指す将来都市像を示します。

市民に最も近い立場である市町村が、地域固有の自然・歴史・生活文化・産業等の地域特性の現況及び将来動向を踏まえ、市民の意見を反映させながらまち全体の整備方針と地域ごとの将来像を明示します。

②都市計画を立案する上での指針となります。

「新たな舞鶴市総合計画」（平成 23 年 8 月）において目指す将来都市像の実現に向けて、まち全体の整備方針を明らかにすることにより、道路、公園などの計画的な整備と、相互の調整を図る役割を持ちます。都市計画マスタープランは、それ自体に拘束力はありませんが、拘束力を有する都市計画の決定・変更にあたり、その方向を示す指針となるものです。

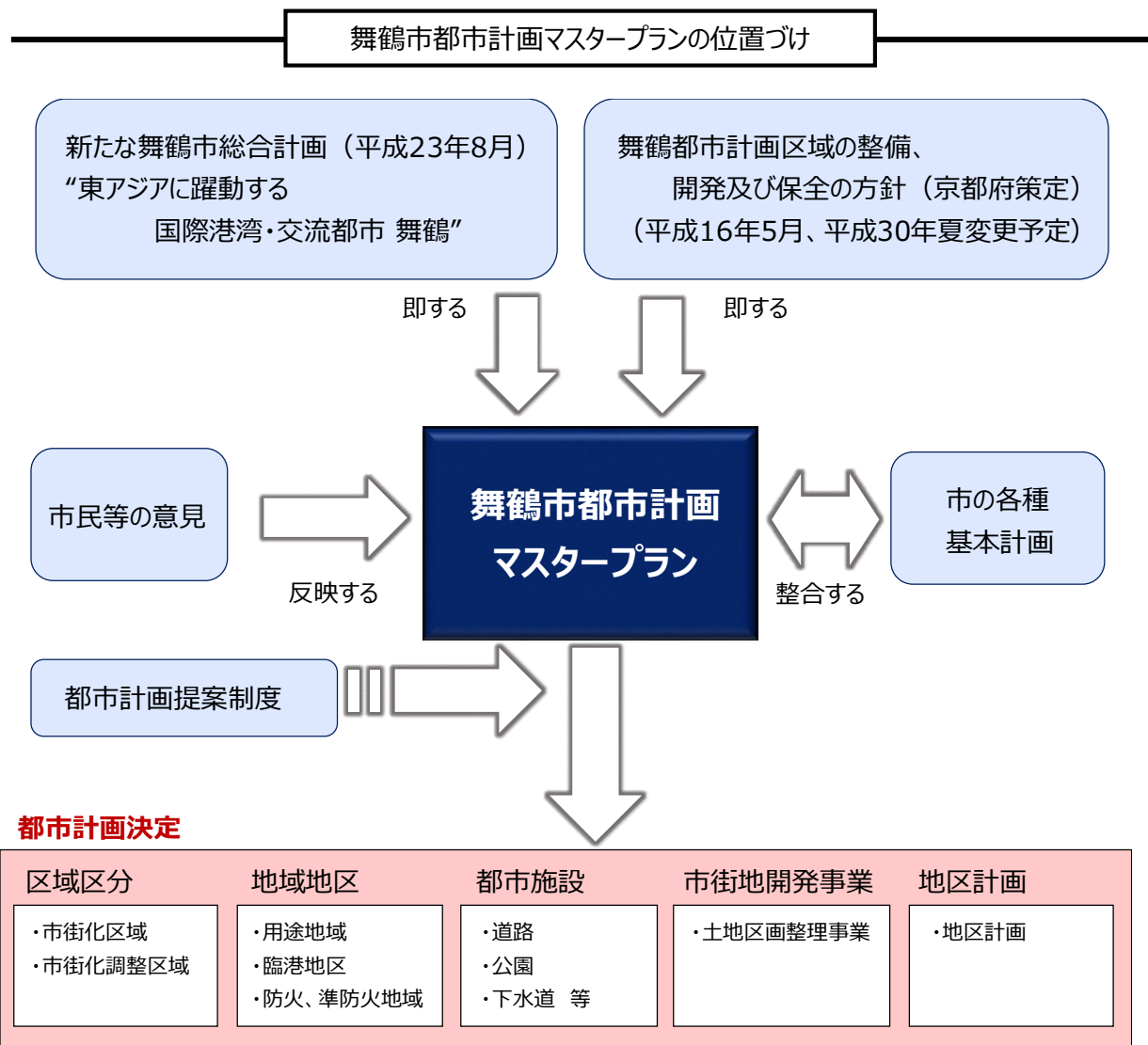
③市民のまちづくりへの参加を促します。

都市計画マスタープランは、都市計画に関して市民等への周知と理解を図る役割を担っています。また、各地域の将来像を示すことにより、まちづくりへの市民参加の機会となる役割を持ちます。

1.3 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、「新たな舞鶴市総合計画」及び京都府が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（舞鶴都市計画区域マスタープラン）に即するとともに、市民等の意見を反映させながら策定します。

そして、個別の「都市計画の決定、変更」についての指針となり、市民・事業者・行政が共に目指すべき将来都市像の実現に向けて取り組むことができる計画として策定するものです。



2 舞鶴市都市計画マスタープラン策定に向けた考え方

前回の都市計画マスタープラン策定以降の動き

本市では、平成 23 年 8 月に「新たな舞鶴市総合計画」をスタートさせたことを受けて、それまでの「舞鶴市都市計画マスタープラン（第 1 次）」を平成 24 年 3 月に改訂しました。「都市計画マスタープラン（第 2 次）」では、「新たな舞鶴市総合計画」に掲げた将来都市像“東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴”の実現を目指して、土地利用や都市施設の整備方針など都市計画の基本的な方針を示し、これに基づき市民・事業者・行政等の協働によるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、その後も、本市における人口減少・少子高齢化は進行しています。まちなかでは、人口の郊外への拡散や既存商店街の疲弊による空き地・空き家の増加など、空洞化が顕著になっています。農村部では、耕作放棄地の拡大や農業の担い手不足、若者の転出など、地域の存続自体が憂慮されるような状況が起こりつつあります。

都市計画の抜本の見直し

こうした社会の変化や課題の顕在化を受けて、本市では、これからの社会構造に対応しうる都市の再構築が必要であるとの認識に立ちました。現状を追認する都市計画を続けていては、人口減少・少子高齢化が進む中で、暮らしやすく活気あるまちを維持することはできません。

そこで、昭和の時代に制定された都市計画制度を検証し、これからの社会の変化を見据えた都市計画の抜本的な見直しを行うため、平成 27 年 7 月、「舞鶴市都市計画見直し基本方針」を作成しました。さらに、同方針に基づいて、用途地域の見直し（平成 29 年 1 月施行）や、区域区分の見直し方針の検討（「区域区分の見直し基準」を平成 29 年 3 月に公表）を進めてきました。これらの見直しは、京都府が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（舞鶴都市計画区域マスタープラン）にも反映され、平成 30 年夏に変更される予定となっています。

一方、東舞鶴駅と西舞鶴駅を中心とする「まちなか」については、市全体の核として重点的な都市再生及び賑わい創出を図るべく、「舞鶴市立地適正化計画」の最終案を平成 29 年 12 月に公表、平成 30 年 4 月から施行しています。

「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の実現に向けて

一連の都市計画制度の見直しや新たな計画等により本市が目指す都市構造を、「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」と呼びます。これは、駅を中心としたまちなかに都市機能や居住をゆるやかに誘導してまちなかのポテンシャルを高めるとともに、市街地を適正な規模に再編し、地域特性に見合った住まい方や土地利用の誘導を図るものです。

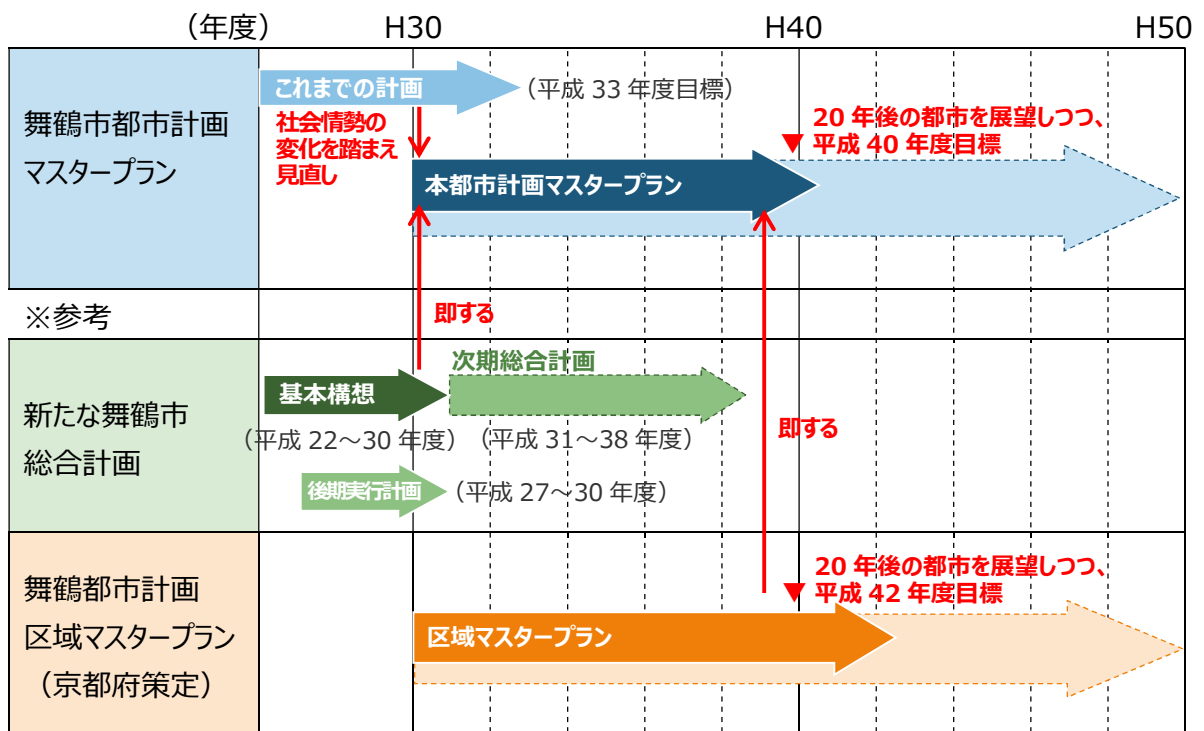
第 3 次となる今回の都市計画マスタープラン策定では、本市の持続可能な都市構造を示す「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」をこれからのまちづくりの羅針盤として明確に位置づけるとともに、都市計画制度の見直しや新たな計画等との整合を図るべく、見直しを行います。

3 目標年度

都市計画に係る土地利用や施設の整備は、計画から実現までに相当な期間を要するため、長期的な視野に立ち、進める必要があります。

このため、本都市計画マスタープランの目標年度は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、20 年後の都市の姿を展望しながら、10 年後の平成 40 年度（2028 年度）を目標とします。

なお、策定後、著しい社会変動等が生じた場合は、必要に応じて適切な時期に見直しを行うものとします。



4 舞鶴市都市計画マスタープランの計画の構成

I. 舞鶴市都市計画マスタープランの策定にあたって

- 人口減少・少子高齢化の進行に対応した都市計画の抜本的見直し
- 「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」をこれからのまちづくりの羅針盤として明確に示す

II. これまでの舞鶴市のまちづくり

- 12.6万人を目標人口にした都市計画
- 産業港湾都市・海事関係機関の拠点都市としての発展
- 陸・海の広域交通ネットワークの形成

III. 舞鶴市の現状・課題と見直しのポイント

1. 舞鶴市の現状・課題

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 薄く広がった市街地の再編
- 厳しい財政状況
- 広域交通結節点としての観光・交流の拡大
- 産業振興と働く場の確保
- 災害リスクへの対応

2. 見直しのポイント

- ① 人口減少・少子高齢化が進む中、効率的で持続可能な都市構造の考え方を示す。
- ② 厳しい財政状況の中、都市機能の分担・連携や公共交通の充実等、市民の暮らしを支える利便性を守る工夫を示す。
- ③ 交流人口の拡大に向けて、歴史・文化資源の活用や広域交通の充実の方向性を示す。
- ④ 人口・世帯数減少の影響で増加する低未利用地を管理・有効活用し、環境保全や地域の活性化に活かす方策を示す。
- ⑤ 地域特性を踏まえた新しい土地利用の方針において、災害対策の方向性を示す。

IV. まちづくりの目標

1. 目指す都市像

“東アジアに躍動する
国際港湾・交流都市 舞鶴”



“子どもからお年寄りまで安心して
暮らせるまち・舞鶴”の実現

2. まちづくりの基本的方針

持続可能なまちづくり

快適なまちづくり

活力あふれるまちづくり

自然と共生するまちづくり

安全・安心なまちづくり

V. まちづくりの方針

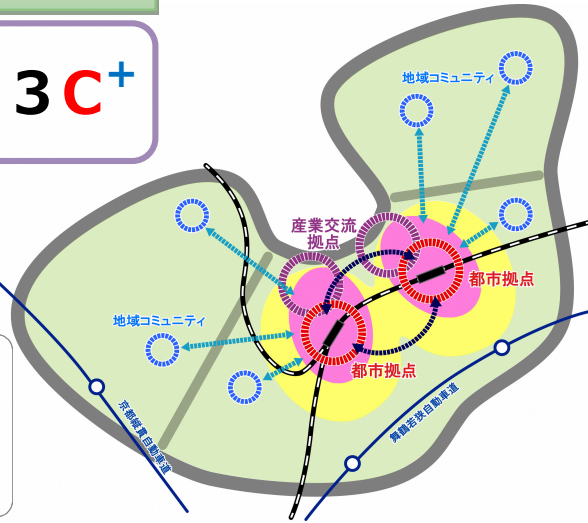
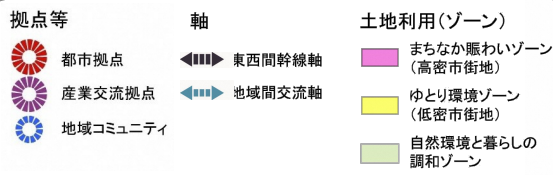
1. 総合的な取組の方向性（将来都市構造）

舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク

Control : 元気なまちへ導く
Connect : 次世代に繋ぐ
Change : 時代に合わせて変化する
+network : 人・地域のつながり

3C+

- 市全体の核となる「まちなか」の形成
- 将来人口と地域特性に見合った地域づくり
- 地域間の分担と連携



2. 分野別の取組方針

(1) 土地利用

活力を生み出すコンパクトで
機能的なまちづくり

(2) 交通

利便性の高い暮らしを支える
交通ネットワークの構築

(3) 防災・都市環境

人にやさしく
安全・安心な地域づくり

(4) 景観・環境共生

歴史・文化・自然に彩られた
うまいある環境形成

(5) 都市マネジメント

将来にわたって持続可能な
都市経営

VI. 地域のまちづくり方針

1. 東西地域

「まちなか」の活力と賑わいの創出

ゆとりある快適で暮らしやすい居住環境づくり

西地区

港や城下町の歴史的資産



東地区

まちなかの利便性や赤れんが・海・港



2. 加佐地域

由良川流域の自然豊かな
地域資源を活かしたふるさとづくり

3. 大浦地域

大浦半島の美しい自然と
地域産業力を活かしたふるさとづくり

VII. まちづくりの実現に向けて

- まちづくりの継承
- 連携・協力の促進
- 都市計画制度の活用

～なぜ、「コンパクトなまちづくり」に取り組むのか～ 1/4

舞鶴市では、人口が減少しても元気で活力のある、誰もが暮らしやすいまちにしていくために、「コンパクトなまちづくり」を進めています。

なぜ、コンパクトなまちづくりを進めていくのか、みなさん一緒に考えてみましょう。



多々見市長

登場人物

今の家族

おばあちゃん
ツル子
72 歳



お父さん
としお
42 歳



お母さん
けいこ
40 歳



ぼく
12 歳



昭和 20 年ごろ（今から約 70 年前）

人口約 8 万人

ツル子おばあちゃんが 2歳のころのまち



おばあちゃんが子どものころは、駅のまわりに家やお店が集まってきて、元気なまちになろうとしていたわ。



人が増えていく時代で、まちを大きくしようとしていったのよ。



お父さんが子どものころは
どんなまちだったの？

36 ページへつづく